

宮崎市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 宮崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「交通計画等」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会として設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の形態及び運賃・料金等に関する事項
ただし、運行回数・運行時刻等軽微な事業計画の変更については、事後の報告をもって協議結果とする。
- (2) 交通計画等の策定及び変更の協議並びに実施に関する協議及び連絡調整並びに事業の実施に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、別表（1）に掲げる者により構成するものとし、その委員は関係団体の長が指名する者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長をおき、市長又はその指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 5 交通会議は委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 6 交通会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決すところによる。
- 7 交通会議は原則として公開とする。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を宮崎市総合政策部総合政策課におくものとする。

(調整会議)

第6条 交通会議に調整会議を置く。

- 2 調整会議は別表(2)に掲げる課をもって構成し、議長に総合政策課長をもって充てる。
- 3 調整会議は交通会議の議題について庁内の意見集約を行う。
- 4 議長は庁内調整会議を招集し議事をつかさどる。ただし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。
- 5 議長は必要があると認めるときは、調整会議に別表(2)の構成員以外の出席を求めることができる。
- 6 調整会議は案件により、書面その他の方法による意見聴取を行うなど、必要な措置を講ずることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議及び調整会議の庶務は、宮崎市総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月31日から施行する。
- 2 最初の委員の任期については、平成19年7月31日から平成21年3月31日とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（１）

道路運送法 施行規則 第４条の２		地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律 第６条第２項	構成員	関係団体
一項	一号	一号	宮崎市	所管：総合政策部
	二号	二号	一般乗合（貸切）旅客 自動車運送事業者	宮崎交通株式会社
			一般乗合旅客 自動車運送業者	社団法人宮崎県タクシー協会 宮崎支部
			社団法人宮崎県バス協会	社団法人宮崎県バス協会
			社団法人宮崎県タクシー協会	社団法人宮崎県タクシー協会
	三号	三号	住民又は利用者の代表者	宮崎市自治会連合会
				宮崎市老人クラブ連合会
		宮崎市社会福祉協議会		
四号	二号	国土交通省九州運輸局 宮崎運輸支局	国土交通省九州運輸局 宮崎運輸支局	
五号	二号	交通事業者労働組合	宮崎交通労働組合	
二項	一号イ	二号	道路管理者、宮崎県警、その他 交通会議が必要と認める者	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
				宮崎県宮崎土木事務所用地課
				宮崎県高岡土木事務所工務課
	一号ロ	三号		宮崎北警察署交通課
				宮崎南警察署交通課
	二号	二号		高岡警察署交通課
九州旅客鉄道株式会社宮崎支社 宮崎県総合政策部総合交通課				
		学識経験者		

別表（２）

部局名	課名
総合政策部	総合政策課（交通物流政策室）
福祉部	福祉総務課
	障がい福祉課
観光商工部	観光戦略課
建設部	用地管理課
	道路維持課
都市整備部	都市計画課
	まちづくり課
教育委員会	企画総務課